

しよう しやふくしき 一びすじぎょうしょ しっぽうかん じゅうようじこうせつめいしょ
障がい者福祉サービス事業所 室蓬館 重要事項説明書

じゅうようじこうせつめいしょ しやかいふくしほうじんしつぽうかい うんえい しよう しやふくしき 一びすじぎょうしょ しつぽうかん
この**重要事項説明書**は、**社会福祉法人室蓬会**が運営する**障がい者福祉サービス事業所室蓬館**

しゅうろううけいぞくしえんびいがたじぎょう せいかつかいごじぎょう りようけいやく きぼう かた たい しやかいふくしほうだい
(就労継続支援B型事業、生活介護事業)の利用契約を希望される方に対して、**社会福祉法第76**

じょうおよ だい じょうなら しようがいしや にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
条及び第77条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

しようがいしや そうごうしえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう い か ほう もと さ 一 び す ないよう りよう
(**障害者総合支援法**)」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、サービスの内容や利用

りょうきんとう せつめい
料金等について説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

めい 名 称	しやかいふくしほうじん しつぽうかい 社会福祉法人 室蓬会
しょざいち 所在地	いわけんいちはせきしだいとうちようそげいあざおのば 岩手県一関市大東町曾慶字御能場39-1
でんわばんごう 電話番号	0191-72-2228
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう きくちさとる 理事長 菊池 覚
せつりつねんがつび 設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成10年3月25日

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいふくしき 一びすじぎょう につちゆうじっしょ 一びす 指定障害福祉サービス事業(日中実施サービス) しゅうろううけいぞくしえんびいがた せいかつかいご 就労継続支援B型、生活介護 じぎょうしょばんごう 事業所番号 (0310900295)
じぎょうしょ めいしう 事業所の名称	しよう しやふくしき 一びすじぎょうしょ しつぽうかん 障がい者福祉サービス事業所 室蓬館

しゅ じぎょうしょ しょざichi 主たる事業所の所在地	ごうかん せいかつかいごとう 1号館、生活介護棟
ていきょうさーびす しゅうろう (提供サービス：就労 けいぞく しえんびい かた せいかつ 継続支援B型、生活 かいごじぎょう 介護事業)	いわてけんいちのせきしだいとうちょうおおはらあざう なだ 岩手県一関市大東町大原字有南田90-1 でんわ ふあっくす 電話 0191-72-2015 ファックス 0191-71-2522
じゅう じぎょうしょ しょざichi 従たる事業所の所在地	ごうかん 2号館
ていきょうさーびす しゅうろう (提供サービス：就労 けいぞく しえんびいがたじぎょう 継続支援B型事業)	いわてけんいちのせきしだいとうちょうおおはらあざいわやどう 岩手県一関市大東町大原字岩谷堂221-3 でんわ ふあっくす 電話 0191-71-2160 ファックス 0191-72-3883
ていきょうび サービス提供日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日
サービス提供時間	ごぜん じ ふん ごご じ そうげい のぞ 午前9時30分から午後3時30分 (送迎を除く)
じっしき 一びすちいき 実施サービス地域	いちのせきししない 一関市市内
かんりしゃ 管理者	しせつちょう はたけやま ゆうき 施設長 畠山 勇樹
さーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者	こんの さちこ 金野 幸子
てい 定 員	しゅ じぎょうしょ ごうかん せいかつかいごとう 主たる事業所(1号館、生活介護棟) しゅうろうけいぞくしえんびいがた めい (1) 就労継続支援B型 20名 せいかつかいご めい (2) 生活介護 16名 じゅう じぎょうしょ ごうかん 従たる事業所(2号館) しゅうろうけいぞくしえんびいがた めい (1) 就労継続支援B型 24名
かいせつねんがつび 開設年月日	へいせい ねん がつ たち 平成19年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

もく 目 的	<p>じゅうろうけいぞくしえんびいがたおよ せいかつかいご えんかつ うんえいかんり はか りょうしゃ い しょよ 就労継続支援B型及び生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び</p> <p>じんかく そんちよう つね りょうしゃ たちば た てきせつ していせいかつかいごとう ていきよう 人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供することを</p> <p>もくべき 目的とする。</p>
うんえいほうしん 運営方針	<p>じゅうろうけいぞくしえんびいがたじぎょう じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな (1) 就労継続支援B型事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができ</p> <p>しゅうろう きかい ていきよう せいさんかつどう た かつどう きかい つう るよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、</p> <p>ちしきおよ のうりょく こうじょう ひつよう くんれん おこな その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>せいかつかいごじぎょう じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな (2) 生活介護事業は自立した日常生活又は社会生活を営むができるよう、</p> <p>にゅうよく はい およ しょくじ かいご そうさくできかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきよう た 入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の</p> <p>べんぎ てきせつ こうかてき おこな 便宜を適切かつ効果的に行う。</p>

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

1号館	構造	鉄骨造 平屋建
	敷地面積	3288.39m ²
	延べ床面積	592.92m ²
	竣工年月日	平成13年12月20日

2号館	構造	鉄骨造 平屋建
	敷地面積	1742.69m ²
	延べ床面積	398.52m ²
	竣工年月日	平成16年9月30日

生活介護棟	こうぞう 構造	もくぞう ひらやだて 木造 平屋建
	しきちめんせき 敷地面積	ごうかんどういつしきち 1号館 同一敷地
	のゆかめんせき 延べ床面積	147m ²
	しゅんこうねんげつ 竣工年月	へいせい ねん がつ 平成22年5月

おもせつび
(2) 主な設備

施設や設備の種類	1号館	2号館	生活介護棟
さぎょうしつ 作業室	3	3	
しょくどうけんたもくできほーる 食堂兼多目的ホール	1	1	1
いむしつ 医務室	1		
しゃわーしつ だんじょべつ シャワー室(男女別)	2	2	
よくしつ 浴室			1
たもくできといれ 多目的トイレ	1	1	1
こういしつ だんじょべつ 更衣室(男女別)	2	2	2
そうだんしつ 相談室	1		1
かいぎしつ 会議室	1		
せいようしつ 静養室		1	1

とうじぎょうしょ こうせいりうどうしょう さだ していきじゅん じゅんしゅ じょうき しせつ せつび せっち
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の施設・設備を設置しています。

さ一びすていきょうしょくいん せっちじょうきょう
5. サービス提供職員の設置状況

しつぼうかん ぜんたい
(1) 室蓬館 全体

しょく 職 種	いんすう 員数	じょう 常勤		ひじょうきん 非常勤		備考
		せんじゅう 専従	けんむ 兼務	せんじゅう 専従	けんむ 兼務	
せつちゅう 施設長	1		1			せいかつしえんいん けんむ ごうかん 生活支援員と兼務(2号館)
さ一びす サービス	1	1				
かんりせきにんしや 管理責任者						
じむいん 事務員	1		1			びいがたしょくぎょうしどういん けんむ B型職業指導員と兼務

しゅ じぎょうしょ しゅうろううけいぞくしえんびいがた 1ごうかん
(2) 主たる事業所 就労継続支援B型(1号館)

しょく しゅ 職 種	いんすう 員数	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		び こう 備 考
		せんじゅう 専 徒	けんむ 兼務	せんじゅう 専 徒	けんむ 兼務	
もくひょう こうちんたっせい 目標 工賃達成	1	1				
しどういん 指導員						
せいかつしえんいん 生活支援員	1	1				
しょくぎょうしどういん 職業指導員	3	2	1			じむいん けんむ 事務員と兼務

しゅ じぎょうしょ せいかつかいご
(3) 主たる事業所 生活介護

しょく しゅ 職 種	いんすう 員数	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		び こう 備 考
		せんじゅう 専 徒	けんむ 兼務	せんじゅう 専 徒	けんむ 兼務	
せいかつしえんいん 生活支援員	2	2				
かんごし 看護師	2			2		

じゅう じぎょうしょ しゅうろううけいぞくしえんびいがた
(4) 従たる事業所 就労継続支援B型(2号館)

しょく しゅ 職 種	いんすう 員数	じょう きん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		び こう 備 考
		せんじゅう 専 徒	けんmu 兼務	せんじゅう 専 徒	けんmu 兼務	
しょくぎょうしどういん 職業指導員	4	4				
せいかつしえんいん 生活支援員	2	1	1			しせつちょう けんmu 施設長と兼務

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしょう さだ していきじゅん じゅんしゅ していしょうがいふくしさ 一びす ていきょう
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する

しょくいん じょうき しょくしゅ しょくいん はいち
職員として、上記の職種の職員を配置しています。

かくしょくしゅ きんむたいけい
(5) 各職種の勤務体系

ぜんしょくいん 全職員	きんmuたいけい 勤務体系
はや で 早 出	ごぜん じ ぶん ご ご じ ぶん 午前7時30分から午後4時30分まで
につ きん 日 勤	ごぜん じ ぶん ご ご じ ふん 午前8時00分から午後5時00分まで
につきん 日 勤 2	ごぜん じ ぶん ご ご じ ぶん 午前8時30分から午後5時30分まで

きーひす えいぎょうびとう せんじぎょうしょ ぜんさーひすきょうつう
6. サービスごとの営業日等【全事業所、全サービス共通】

えいぎょう びおよ えいぎょうじかん 営業日及び営業時間	<p>えいぎょう び げつようび きんようび ・営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3 か のぞ 日までを除く。</p> <p>えいぎょうじかん ごぜん じ ぶん ご ご じ ぶん ・営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。</p>
さーひす ていきょう びおよ サービス 提供 日 及び	<p>さーひす すていきょう び げつようび きんようび ・サービス 提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日か がつ か のぞ しせつちよう ひつよう みと ひ へんこう ら1月3日までを除く。施設長が必要と認めた日はこれを変更できる。</p> <p>ごぜん じ ぶん ご ご じ ぶん そうげい のぞ ・午前9時30分から午後3時30分 (送迎を除く)までとする。</p>
しゅ たいしようしゃ 主たる対象者	<p>しんたいしようがいしや さいみまん もの のぞ (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)</p> <p>ちてきしようがいしや さいみまん もの のぞ (2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)</p> <p>せいしんしようがいしや さいみまん もの のぞ (3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)</p> <p>なんびよう かた さいみまん もの のぞ (4) 難病のある方 (18歳未満の者を除く)</p>

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしようさ 一びすないよう
7. 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
けいかくさくせい 計画作成	サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われわれます。本事業所のサービス 管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写 しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直 しを行います。
せいかつそうだん 生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、 適切な相談、助言、援助等を行います。
しんたい きのう およ にちじょう 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	・生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力等を 向上するための訓練を行います。 ・身体の機能、生活能力の維持・向上及び生産活動等の訓練を行います。 ・一般就労に必要な・基礎体力の向上や知識マナー等の習得の支援を します。また、事業所外就労支援（職場実習やトライアル雇用等）など一般就労に向けての支援を行います。
そうげい さ一びす 送迎サービス	通所が困難な利用者に対し指定場所への送迎を行います。
ほうもんしえん 訪問支援 けつせき じたいおう 欠席時対応	利用者が、心身の状況等の変化により5日以上連続して利用がなかつた 場合は同意の上で居宅を訪問して支援を行います。（訪問支援） 利用者が、2日前以前に連絡せずに欠勤した場合には、電話連絡等により様子 確認をし、助言及び必要な支援を行います。（欠席時対応）
しんたいとうかいご 身体等介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事、整容、更衣、排泄、入浴 等生活全般にわたる援助を行います。

けんこうかんり 健康管理	<p>けんこうしんだん ばいたる ちえつく とうやく たひつよう しえん おこな いりょう 健康診断、バイタルチェックや投薬その他必要な支援を行います。また医療</p> <p>きかん れんらくちょうせいおよ きょうりょくいりょうきかん つう けんこうほじ しえん 機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための支援を</p> <p>おこな 行います。</p>
そうさくてきかつどう せいかつかいご 創作的活動（生活介護）	<p>そうさくてきかつどう きかい ていきょう さまざまな創作的活動の機会を提供します。</p>
せいさんかつどう 生産活動	<p>さぎょうとう せいさんかつどう きかい ていきょう 作業等の生産活動の機会を提供します。</p> <p>しょくひんか ばん そうざい こーひー ①食品科（パン・惣菜・コーヒー）</p> <p>いんさつのうこうか かくしゅいんさつ めいし たおる ていしゃつ せいふん せいめんとう ②印刷農工科（各種印刷・名刺・タオル・Tシャツ・製粉・製麺等）</p> <p>くりーーにんぐじゅつたくさぎょうか ろうじんしせつ りねん たおる せんたく ろうじんしせつ ③クリーニング受託作業科（老人施設のリネン・タオルの洗濯・老人施設 せいそうさぎょう の清掃作業）</p> <p>こうちん しほらい 〈工賃の支払〉</p> <p>せいさんかつどう かかわ じぎょう しゅうにゅう せいさんかつどう かかわ じぎょう ひつよう けいひ 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費</p> <p>こうじよ がく そうとう きんがく せいさんかつどう じゅうじ りょうしや こうちん を控除した額に相当する金額を生産活動に従事している利用者に工賃と</p> <p>しほら して支払います。</p>
じっしゅうおよ きゅうしょくかつどう 実習及び求職活動	<p>こうきょうしょくぎょうあんていじょ しょうがいしゃしゅうろう せいかつしえんせんたーとう かんけいきかん 公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と</p> <p>れんけい と しょくばじっしゅう じっし とらい あるこよう きゅうしょくかつどう しえん 連携を取りながら職場実習の実施や、トライアル雇用、求職活動の支援の</p> <p>じっし しょくばていちやく ため しえん おこな 実施、職場定着の為の支援を行います。</p>

8. 料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしよう さーびすないよう りょうきん
介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を

しちょうそん ちょくせつう と だいりりじゅりょう ぱあい さーびすりようりょうきん こうせいろうどうだいじん さだ
市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める

きじゅん さんしゅつ がく りょうしゃふたんぶん さーびすりようりょうきんぜんたい わり じょうげん じぎょうしゃ
基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者

しほらい りょうしゃふたんがく けいげんとう てきよう ぱあい かぎ
にお支払いただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません

しょうがいふくしさーびすじゅきゅうしゃしよう かくにん
ん。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

しょう しやふくしさーびすじぎょうしょ しつぼうかん りようりょうきん
障がい者福祉サービス事業所 室蓬館 利用料金

しゅうろうけいぞくしんbiいがたじぎょうsaーbiすりょうりょうkiん (ア) □就労継続支援B型事業サービス利用料金		にち たんい えん (1日あたり 単位:円)
ないよう 内 容	りょうきん 料 金	
① サービス利用基本料金		600
② 福祉専門職員配置加算Ⅲ		6
③ 目標工賃達成指導員配置加算		38
④ 初期加算(契約日より30日間)		30
⑤ 送迎加算(片道)		21
⑥ 欠席時対応加算(月4回まで)		94
⑦ 訪問支援特別加算(1時間まで187円)		187
⑧ 利用者負担額上限管理加算(1回)		150
⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算I		9.3%
<u>※月額自己負担上限額</u>		えん 円

せいかつかいごじぎょうsaーbiすりょうりょうkiん (イ) □生活介護事業サービス利用料金		にち たんい えん (1日あたり 単位:円)
ないよう 内 容	りょうきん 料 金	
① サービス利用 きほんりょうきん 基本料金	障害程度区分2 じょうがいていどくぶん 3時間未満 じかんみまん 3時間以上4時間未満 じかんいじょう じかんみまん 4時間以上5時間未満 じかんいじょう じかんみまん 5時間以上6時間未満 じかんいじょう じかんみまん 6時間以上7時間未満 じかんいじょう じかんみまん 178 222 266 310 429 197 245 294 343 475 221 276 330 384 533	178 222 266 310 429 197 245 294 343 475 221 276 330 384 533
障害程度区分3 じょうがいていどくぶん 3時間未満 じかんみまん 3時間以上4時間未満 じかんいじょう じかんみまん 4時間以上5時間未満 じかんいじょう じかんみまん 5時間以上6時間未満 じかんいじょう じかんみまん 6時間以上7時間未満 じかんみまん 178 222 266 310 429 197 245 294 343 475 221 276 330 384 533		
障害程度区分4 じょうがいていどくぶん 3時間未満 じかんみまん 3時間以上4時間未満 じかんいじょう じかんみまん 4時間以上5時間未満 じかんいじょう じかんみまん 5時間以上6時間未満 じかんいじょう じかんみまん 6時間以上7時間未満 じかんみまん 178 222 266 310 429 197 245 294 343 475 221 276 330 384 533		

障害程度区分5	じかんみまん 3時間未満	319
	じかんみまん 3時間以上4時間未満	398
	じかんみまん 4時間以上5時間未満	477
	じかんみまん 5時間以上6時間未満	557
	じかんみまん 6時間以上7時間未満	775
	じかんみまん 3時間未満	431
障害程度区分6	じかんみまん 3時間以上4時間未満	539
	じかんみまん 4時間以上5時間未満	647
	じかんみまん 5時間以上6時間未満	754
	じかんみまん 6時間以上7時間未満	1,049
	ふくしせんもんしょくいんはいちかさん 3	
	② 福祉専門職員配置加算Ⅲ	6
初期加算(契約日より30日間)	しょきかさん けいやくび にちかん	
	③ 初期加算(契約日より30日間)	30
	そうげいかさん かたみち	
	④ 送迎加算(片道)	21
	けつせき じたいおうかさん つき かい	
	⑤ 欠席時対応加算(月4回まで)	94
訪問支援特別加算(1時間まで187円)	ほうもんしょんとくべつかさん じかん えん	
	⑥ 訪問支援特別加算(1時間まで187円)	187
	りょうしゃふたんじょうげんかんりかさん かい	
	⑦ 利用者負担上限管理加算(1回)	150
	ふくし かいごしょくいんとうしょぐうかいぜんかさん 1	
	⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算I	8.1%
げつがくじこふたんじょうげんがく ※月額自己負担上限額		えん 円

さ一びすりようりょうきん ないよう
(ウ) サービス利用料金の内容

ないよう 内容
さ一びすりようきほんりょうきん ① サービス利用基本料金 ていいん しょくいんはいち くわ Bがた ぜんねんどへいきんこうちん まんえんじょう まん せんえん い か せいかつかいご 定員、職員配置に加え、B型は前年度平均工賃(2万円以上2万5千円以下)、生活介護 じぎょう しょうがいしょくぶん さ一びすていきょうじかん さんてい 事業は障害支援区分・サービス提供時間により算定
ふくしせんもんしょくいんはいちかさん 3 ② 福祉専門職員配置加算Ⅲ ちょくせつせん じょうきんしょくいん ばせんといじょうまた じょうきんしょくいん ねんじょうじゅうじ 直接支援の常勤職員を75%以上又は常勤職員のうち3年以上従事してい もの ばせんといじょうはいち る者を30%以上配置
もくひょうこうちんたっせいしどういんはいちかさん びいがた こうちんもくひょうたっせい とりくむしどういん めい ③ 目標工賃達成指導員配置加算(B型) 工賃目標達成のために取り組む指導員を1名 はいち 配置
しょきかさん けいやくび にちかん しんきりようしゃ たいしてはいりよ よう ④ 初期加算(契約日より30日間) 新規利用者に対して配慮を要するため
そうげいかさん かたみち ⑤ 送迎加算(片道)
けつせき じたいおうかさん つき かい きゆう けつせき た い でんわれんらくどう しえん ⑥ 欠席時対応加算(月4回まで) 急な欠席に対する電話連絡等による支援
ほうもんしょんとくべつかさん じかん えん ⑦ 訪問支援特別加算(1時間まで187円) にちいじょうれんぞく りょう ばあい ほうもんしょん 5日以上連続して利用がなかった場合の訪問支援

<p>りようしゃふたんがくじょうげんかんりかさん　かい</p> <p>(8) 利用者負担額上限管理加算（1回）</p> <p>りようしゃふたんがく　じょうげん　かた　たいして　たじぎょうしょ　ちょうせい　おこなう　ひつよう　ばあい 利用者負担額の上限がある方に対して、他事業所との調整を行う（必要な場合のみ）</p>
<p>ふくし　かいごしょくいんとう　しょぐうかいぜんかさん　1</p> <p>(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算 I</p> <p>ふくし　かいごしょくいんとう　かくは　むけて　しょくいん　ちんぎん　しょくばかんきょうとう　しょぐうかいぜん　とりくみ 福祉・介護職員等の確保に向けて、職員の賃金や職場環境等の処遇改善の取り組み おこなうじぎょうしょ　かさん</p> <p>を行う事業所への加算</p>

かいごきゅうふひ　くんれんとうきゅうふひたいしおうがいさー　び　すりょうきん

(エ) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス料金

サービスの種類	りょうきん 料金
にゅうよくさー　び　す　かわるこうねつひ 入浴サービスに係る光熱費	1かい 1回　400円
そうさくかつどう　かか　ざいりょうひ 創作活動に係わる材料費	じっぴ 実費
にちようひんひ 日用品費	じっぴ 実費
ぎょうじとうさんかおよ　しょくじ　ていきょう　かか　ひよう 行事等参加及び食事の提供に係わる費用	じっぴ 実費
た　しょけいひ その他の諸経費	じっぴ 実費

りようりょうきん　しらいほうほう

(2) 利用料金のお支払方法

りようりょうきん　きゅうふひたいしおうがいさー　び　すひよう　げんそく　かけつ　けいさん　よくげつ　にち　せいきゅう
利用料金、給付費対象外サービス費用は原則1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求し

よくげつ　にち　いか　ほうほう　しら　くだ
ますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

とうじぎょうしょまどぐち　げんきんしら

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

していこうざ　ふりこ
(イ) 指定口座への振込み

きたにっぽんぎんこう　すりさわしてん　ふつうよきん　こうざばんごう
北日本銀行　摺沢支店　普通預金　口座番号 2653145

こうざめい　しゃかいふくしほうじんしほうかい　りじちょう　さくち　さとる
口座名：社会福祉法人室蓬会　理事長　菊池　覚

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、そ

れらについては個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については

契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び

関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基

づき情報提供を致します。

(3) 室蓬館では、利用者やご家族の事について知り得た事柄を文書で同意を得ない限り、第三者には漏らしません。この事は室蓬館を辞めた後でも同じです。室蓬館の職員については、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 福祉サービス第三者評価（実施の有無）

第三者評価は、実施しておりません。

11. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

12. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。
また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行なるものとします。

13. 感染症及び食中毒の発生、まん延防止のための対策

事業者は事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じるものとします。

(1) 事業所における感染症や食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について職員へ周知徹底

- (2) 事業所における感染症や食中毒の予防、まん延防止のための指針の整備
 (3) 職員に対する感染症や食中毒の予防、まん延防止のための研修、訓練の実施

14. 要望・苦情等申立先及び虐待防止・身体拘束禁止に関する事項

くじょうかいけつ てじゅん 苦情解決の手順	しゃかいふくしほうじん しつぼうかい ふくしさ 一 び すくじょうかいけつおよ ひょうかじぎょう かん きてい 社会福祉法人 室蓬会 福祉サービス苦情解決及び評価事業に関する規程 だい しよう くじょうかいけつ てじゅん しせつない けいじ 第3章 苦情解決の手順による (施設内に掲示)
ぎやくたいぼうしおよ 虐待防止及び しんたいこうそくきんし 身体拘束禁止に かんとく に関する取り組み	<p>1. 虐待防止について 利用者の人権の擁護・虐待の発生、又はその再発を防止するために次の措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する責任者の選定、設置 虐待防止責任者 施設長 畠山 勇樹</p> <p>(2) 成年後見制度の利用支援</p> <p>(3) 苦情解決体制の整備</p> <p>(4) 職員に対する虐待の発生・再発防止を啓発・普及するための研修を実施</p> <p>(5) 虐待防止委員会の定期的な開催、開催結果の職員への周知徹底</p> <p>(6) 上記(4)～(5)の措置を適切に実施するための担当者の設置 虐待防止担当者 主任サービス管理責任者 金野 幸子</p> <p>2. 身体拘束禁止について 利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録します。また、事業所は身体拘束等の適正化を図るために、次の措置を講じます。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会の定期的な開催、開催結果の職員への周知徹底</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備</p> <p>(3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施</p>

<p>とうじぎょうしょそうだんまどぐち 当事業所相談窓口</p>	<p>くじょうかいけつせきにんしや ○苦情解決責任者 くじょううけつけたんどうしゃ ○苦情受付担当者 しゅにんきーひすかんりせきにんしや 主任サービス管理責任者 しゅにんせいかつしんいん 主任生活支援員 ふくしゅにんせいかつしんいん 副主任生活支援員 りょうじかんごぜんごご ご利用時間 午前9:00~午後5:00 どにちねんまつねんしのぞえいぎょうび (土・日・年末年始を除く営業日) ごうかんせいかつかいごとういわけんいちのせきしだいとうちようおおはらあざうなだばんち 1号館 生活介護棟 岩手県一関市大東町大原字有南田90番地1 でんわばんごうふあっくす 電話番号 0191-72-2015 ファックス 0191-71-2522 ごうかんいわけんいちのせきしだいとうちようおおはらあざいわやどうばんち 2号館 岩手県一関市大東町大原字岩谷堂221番地3 でんわばんごうふあっくす 電話番号 0191-71-2160 ファックス 0191-72-3883</p>						
<p>しつぼうかいだいさんしやいいん 室蓬会第三者委員</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 714 635 853"> <p>はたけやま けんじ 島山 健治</p> </td><td data-bbox="635 714 1438 853"> <p>0191-75-4009 いわけんいちのせきしだいとうちようそけいあざねこだて 岩手県一関市大東町曾慶字猫館76</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="435 853 635 992"> <p>さの ようこ 佐野 容子</p> </td><td data-bbox="635 853 1438 992"> <p>0191-75-4134 いわけんいちのせきしだいとうちようすりさわあざどうめき 岩手県一関市大東町摺沢字百目木114</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="435 992 635 1140"> <p>おやま ひろし 小山 博</p> </td><td data-bbox="635 992 1438 1140"> <p>0191-74-2386 いわけんいちのせきしだいとうちようあざとりうみあざにしたて ばんち 岩手県一関市大東町字鳥海字西館53番地1</p> </td></tr> </table>	<p>はたけやま けんじ 島山 健治</p>	<p>0191-75-4009 いわけんいちのせきしだいとうちようそけいあざねこだて 岩手県一関市大東町曾慶字猫館76</p>	<p>さの ようこ 佐野 容子</p>	<p>0191-75-4134 いわけんいちのせきしだいとうちようすりさわあざどうめき 岩手県一関市大東町摺沢字百目木114</p>	<p>おやま ひろし 小山 博</p>	<p>0191-74-2386 いわけんいちのせきしだいとうちようあざとりうみあざにしたて ばんち 岩手県一関市大東町字鳥海字西館53番地1</p>
<p>はたけやま けんじ 島山 健治</p>	<p>0191-75-4009 いわけんいちのせきしだいとうちようそけいあざねこだて 岩手県一関市大東町曾慶字猫館76</p>						
<p>さの ようこ 佐野 容子</p>	<p>0191-75-4134 いわけんいちのせきしだいとうちようすりさわあざどうめき 岩手県一関市大東町摺沢字百目木114</p>						
<p>おやま ひろし 小山 博</p>	<p>0191-74-2386 いわけんいちのせきしだいとうちようあざとりうみあざにしたて ばんち 岩手県一関市大東町字鳥海字西館53番地1</p>						
<p>いちのせきしやくしょ 一関市役所 しゃかいふくしか 社会福祉課</p>	<p>しょざいち 所在地 岩手県一関市竹山町7番2号 でんわばんごう 電話番号 0191-21-2111 ふあっくす ファックス 0191-21-4150 うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日~金曜日 (祝日・年末年始を除く) ごぜんごご 午前8:30~午後5:15</p>						
<p>いわけん しゃかい ふくしきょう 岩手県 社会 福祉協 ぎかい いわけん ふくし 議会 「岩手県 福祉 さーひすうんえい てきせいか サービス 運営 適正化 いいんかい 委員会」</p>	<p>しょざいち 所在地 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 でんわばんごう 電話番号 019-637-8871・9718 ふあっくす ファックス 019-637-4255 うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび どにち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日~金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く) ごぜんごご 午前8:30~午後5:15</p>						
<p>しゃだんほうじんいわけんて 社団 法人 岩手県手を いくせいかい いわけん つなぐ育成会「岩手県 しよう しゃ ばん 障がい者 110番」</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 019-639-6533 ふあっくす ファックス 019-637-7626 うけつけじかん 受付時間 げつかすいきんようびただだいきんようびしゅくさいじつのぞ 月・火・水・金曜日 (但し、第3金曜日・祝祭日を除く) ごぜんごご 午前10:00~午後3:00 ごご 午後 3:00~午後8:00 ごぜんごご 第3土曜日 午前10:00~午後3:00</p>						

しつぼうかん しょう しゃ 室蓬館 障がい者 さぽーとせんたー サポートセンター	しょ ざい ち 所 在 地 でんわばんごう 電話番号 ふあつくす ファックス うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび ど にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く） ごぜん ごご 午前9:00～午後5:00	いわけんいのちのせきだいとうちょうすりさわあざすごうまえ ばんち 岩手県一関市大東町摺沢字菅生前61番地32 0191-75-4114 0191-75-2550 午前9:00～午後5:00
---	---	--

きょうりょくいりょうきかん 15. 協力医療機関

(1)

いりょうきかん めいしょ 医療機関の名称	さるさわしんりょうじょ 猿沢診療所		
い いん ち ょう めい 医院長名	すすきだ とおる 薄田 徹		
し ょ ざ い ち 所 在 地	いわけんいのちのせきだいとうちょうさるさわあざいたくら 岩手県一関市大東町猿沢字板倉60-1		
でんわばんごう 電 話 番 号	0191-76-2020		
しんりょううか 診 療 科	ないか 内科	にゅう いん せつ び 入院設備	なし

(2)

いりょうきかん めいしょ 医療機関の名称	あきうくりにっく 秋保クリニック		
い いん ち ょう めい 医院長名	あきう しげき 秋保 茂樹		
し ょ ざ い ち 所 在 地	いわけんいのちのせきしみなみしんまち ばんち 岩手県一関市南新町55番地		
でんわばんごう 電 話 番 号	0191-32-5105		
しんりょううか 診 療 科	せいしんか 精神科	にゅう いん せつ び 入院設備	なし

ひじょうさいがいじ たいさく 16. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べっと さだ しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
へいじ くんれん 平時の訓練	べっと さだ しょうぼうけいかくしょ のっと ねん かい ひなん ぼうさいくんれん りょうしゃ ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者 かた さんか じっし の方も参加して実施します。			
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ゆう どう とう あり ・自動火災報知機 有 有 がすも ほうちき あり ひじょうつうほうそうち ・ガス漏れ報知機 有 有 しようかき あり ぼうえんか 一てん あり ・消火器 有 有 ・防炎カーテン 有 じんさい そな びちく しょくりょう いんりょうすい 震災に備えての備蓄(食料・飲料水) た かくせいき けいたいらじお ろ 一 ぶ かいちゅうでんとうとう (その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)			

ほけんかにゅう 保険加入	<p>じこさいがいそな そんがいぱいしうほけん かにゅう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>かにゅうほけんがいしゃめい とうきょうかいじょうにちどうかさいほけん かぶ 加入保険会社名：東京海上日動火災保険（株）</p> <p>かにゅうほけんないよう じぎょうかつどうほうかつほけん 加入保険内容：事業活動包括保険</p>
さいがいようでんごんだいやる 災害用伝言ダイヤル	<p>さいがいようでんごんだいやる かた 災害用伝言ダイヤルのかけ方</p> <p>おおおおおお 「171」押す「2」押す「0191722015」押す じしんたいふうつうじょうでんわれんらくとばあい これは、地震・台風などで通常の電話連絡が取れない場合 しつぼうかんれんらくきだいやる 室蓬館からの連絡を聞くことができるダイヤルです。</p>

17. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

- ① 利用中は職員の指示に従うこと。
- ② 利用時間内及び施設・施設敷地内では喫煙は行わないこと。
- ③ 常に健康、整容、清潔保持に留意すること。
- ④ 喧嘩、暴力、暴言、暴行、金品の貸し借り、犯罪その他反社会的行為によって、地域や他人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 利用を遅刻、早退、外出、欠席する場合は事前に連絡すること。
- ⑥ 建物及び備品等に損傷を与えないこと。
- ⑦ その他事業所の運営及び秩序を乱す行為をしないこと。
- ⑧ 利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じた時は速やかに事業所に連絡すること。
- ⑨ 利用者は、故意に事業所の設備及び備品、または他人の身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、また原状に回復しなければならない。
- ⑩ 長期にわたって、理由なく事業所利用を欠席しないこと。

18. サービスの利用方法

しつぼうかんりよう しおうがいふくしさ一びすじゆきゅうしやしょうしきゅうけっていないうかくにん
室蓬館を利用したいときは障害福祉サービス受給者証の支給決定内容を確認したうえで、
けいやくむすさ一びすていきょう
契約を結び、サービスの提供をはじめます。

19. サービス提供開始可能年月日

さ一びすでいきょうかいしかのうねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日	れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日
--	---------------------------------

しょう しゃふくしさ 一 び すじぎょうしょ しほうかん りようかいし さい ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい
障がい者福祉サービス事業所 室蓬館の利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を

おこな
行いました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

せつめいしや しょくめい
説明者：職名

し めい
氏名

いん
印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ しょう しゃふくしさ 一 び すじぎょうしょ しほうかん りよう
私は、本書面に基づいて事業者から障がい者福祉サービス事業所 室蓬館の利用について

じゅうようじこう せつめい う どうい
重要事項の説明を受け、同意しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしや し めい
利用者 氏名

いん
印

だいりにん じゅうしょ
代理人 住所

し めい
氏名

いん
印

ぞく がら りようしや かんけい
続柄（利用者との関係）

こじんじょうほうしょうどういしょ
個人情報使用同意書

わたし こじんじょうほう いかばあい こじんじょうほう しよう どうい
私の個人情報について、以下の場合において個人情報を使用することに同意します。

- さーびすたんどうしゃかいぎ けあかんふあれんす
1. サービス担当者会議 (ケアカンファレンス)
- けーすけんとうかい
2. ケース検討会
- しょくいんかいぎ
3. 職員会議
- かんけいきかん れんらくちょうせい
4. 関係機関との連絡調整
- けんこう あんぜん かん びょういん かんけいきかん れんらくていきょう
5. 健康と安全に関する、病院・関係機関への連絡提供
- こうほう ほーむペーじ けいさい ひつよう おう せつめい どうい え
6. 広報・ホームページへの掲載 (必要に応じ説明をして同意を得ます。)

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りょうしや 利用者 しめい 氏名 いん印

だいりにん 代理人 じゅうしょ 住 所

しめい 氏名 いん印

ぞくがらりょうしや かんけい
続柄 (利用者との関係)